

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月9日（平成30年（行情）諮問第302号）

答申日：平成30年11月5日（平成30年度（行情）答申第309号）

事件名：平成29年度第4回埼玉地方最低賃金審議会議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度埼玉地方最低賃金審議会（第4回ないし第7回）議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月2日付け埼玉労働局開第29-53号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「不開示とした部分とその理由」として、個人を特定する情報と法人に関する情報の2種類が理由として挙げられている。しかし、当該開示文書には、長大な不開示部分が存在し、なおかつ、傍聴者がいる公開の会議においてもそれが見られ、不開示部分の前後から議論の内容すら推測できないなど、過度に不開示にしていると思われる。したがって、議事録署名人の署名部分など、真に不開示とすべき部分は除くとしても、ほとんどの不開示部分は開示すべきである。

（2）意見書（添付資料は省略）

第一に、諮問庁から提出された理由説明書の別表、該当箇所「委員署名」は不開示で結構です。

第二に、法5条2号イに該当する特定団体に係る企業名等については、特定の営利企業については不開示でかまいませんが、もし労働組合や使

用者団体等が運動の一環として意見書を提出しているようなケースが含まれているようであれば、開示すべきです。具体例としては、特定労働組合は最低賃金の引き上げを求める要請書を公にしており、また、各地の商工会や特定協会等も意見書を提出していますが、他の労働局ではこれらの団体名が開示されているからです。

第三に、法5条5項（原文ママ）に該当するとされている箇所について、具体的に何を指し示しているのか現時点ではわかりかねますが、該当数の多さから考えて、他の都道府県の労働局の扱いとは異なり、不開示にしすぎていると思われます。他の労働局の状況を鑑みれば、法5条5項（原文ママ）に該当する不開示情報とは言えず、他の労働局なみに開示すべきです。

資料として、諮問事件 平成30年（行情）諮問第258号、第263号、第272号の意見書に添付した各地の地方最低賃金審議会の議事録の資料すべてをご参照ください。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年2月26日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべてと審議会委員の名簿。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものは含まない。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、これを不服として、同年4月9日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法5条1号及び2号イの規定に基づき、その一部を不開示としたところであるが、不開示理由として、法5条4号及び5号を追加した上で、原処分で不開示とした部分のうち、下記3（4）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求対象行政文書は、①平成29年度の埼玉地方最低賃金審議会議事録（第1回から第7回まで）及び埼玉地方最低賃金審議会埼玉県最低賃金専門部会議事録（第1回から第4回まで）、②第53期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿及び埼玉県最低賃金専門部会委員名簿であり、①については別紙に掲げる文書番号1から11の行政文書である。

ア 地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）における審議について

審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）

（イ）審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）

イ 審議会の委員について

審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員各同数をもって組織する（最賃法22条）

（イ）審議会の委員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が任命する（最賃法23条1項）

（ウ）局長は、審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条第1項）

（エ）審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）

（2）不開示部分について

上記（1）①平成29年度の埼玉地方最低賃金審議会議事録（第1回から第7回まで）及び埼玉県最低賃金専門部会議事録（第1回から第4回まで）については、以下の情報が不開示情報となる。

ア 審議会委員の署名

イ 特定企業の名称及びその詳細

ウ 最低賃金の改定額の審議に関する情報であって率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報

上記（1）②第53期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿及び埼玉県最低賃金専門部会委員名簿については不開示部分なし。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号に該当する部分

上記(2)のうち、ア 審議会委員の署名については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報にも該当しないことから、法5条1号の不開示情報に該当するため。

イ 法5条2号イに該当する部分

上記(2)のうち、イ 特定企業の名称及びその詳細については、法人に関する情報であって、公にすることにより、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため。

ウ 法5条4号に該当する部分

上記(2)のうち、ア 審議会委員の署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当するため。

エ 法5条5号に該当する部分

上記(2)のうち、ウ 最低賃金の改定額の審議に関する情報であって率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当するため。

(4) 新たに開示する部分

本件対象行政文書のうち、上記(2)アからウ以外の箇所については、法5条各号に規定する不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(5) 請求人の主張

請求人は、不開示部分について審査請求書の中で、「議事録署名人の署名部分など、真に不開示とすべき部分は除くとしても、ほとんどの不開示部分は開示すべきである」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(3)で示したとおりであることから、請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(4)で開示することとした部分については新たに開

示し、その余の部分については、不開示理由として法5条4号及び5号を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年7月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月26日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月18日 | 審議 |
| ⑦ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべてと審議会委員の名簿。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものはない。」の開示を求めたものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書12を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分のうち、委員署名及び企業名以外の部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、法5条4号及び5号の不開示理由を追加した上で、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書（別紙に掲げる文書6及び文書9ないし文書11）を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番7について

当該部分は、特定の委員が審議会で提示した資料について説明している部分であるが、特定の企業に関することは記載されていないことから、これを公にしても、特定の企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分について

通番 6 及び通番 8 のうち 1 8 行目 1 文字目ないし 3 文字目は、審議会で提示された資料の該当頁が記載されているにすぎず、その余の部分は、特定最低賃金の設定やそのための小委員会の設置の必要性に関し、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれの基本的な考え方又は議長による委員の発言内容の確認が記載されており、その内容は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示する部分から容易に推認できるものであることから、これらを公にしても、審議会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 5 号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法 5 条 2 号イ該当性について

通番 1 ないし通番 5、通番 7、通番 1 3、通番 1 9 及び通番 2 4 は、特定団体に係る企業名及び当該企業の従業員の構成や賃金水準等に関する事又は特定団体の名称及び構成等に関する事が記載されており、これらを公にすると、当該法人等の経営状況や雇用状況等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 5 条 5 号該当性について

通番 8 は、特定の企業の名称や従業員の数及び賃金水準等に関する情報が記載されており、通番 1 8 は、議論の対象となっている業種以外の業種に関する情報が記載されており、通番 2 1 は、審議会の委員だった者の考え方を推測した内容が記載されており、これらを公にすると、発言者が知り得た具体的な情報を提示しながら率直な議論をすることをちゅうちょするなど、審議会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 5 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 付言

諮問庁が諮問に当たり提出した理由説明書の別表における不開示部分の示し方について、諮問庁は、不開示部分の一部の情報が明らかになる形で示しており、結果として、不開示部分の一部を開示することと等しいこと

になっているため、今後、このようなことのないよう適切に対応することが強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及び5号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分以外の部分は、同条2号イ及び5号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号イ及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 平成 2 9 年度第 1 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 2 平成 2 9 年度第 2 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 3 平成 2 9 年度第 1 回埼玉県最低賃金専門部会議事録
- 文書 4 平成 2 9 年度第 3 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 5 平成 2 9 年度第 2 回埼玉県最低賃金専門部会議事録
- 文書 6 平成 2 9 年度第 4 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 7 平成 2 9 年度第 3 回埼玉県最低賃金専門部会議事録
- 文書 8 平成 2 9 年度第 4 回埼玉県最低賃金専門部会議事録
- 文書 9 平成 2 9 年度第 5 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 1 0 平成 2 9 年度第 6 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 1 1 平成 2 9 年度第 7 回埼玉地方最低賃金審議会議事録
- 文書 1 2 第 5 3 期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿及び埼玉県最低賃金専門部会委員名簿

別表

1 本件対象文書			2 通番	3 不開示部分	4 不開示情報 該当性		5 開示すべき 部分
文書 番号	文書 名	頁		該当箇所	2号イ	5号	
6	平成 29 年度 第4 回埼 玉地 方最 低賃 金審 議会 議事 録	2	1	賃金室長発言 (上から3番 目)のうち特定 団体に係る企業 名	○		
		3	2	賃金室長発言 (2頁からの続 き)のうち特定 団体に係る企業 名	○		
		6	3	賃金室長発言 (2頁からの続 き)のうち特定 団体名	○		
		7	4	賃金室長発言 (2頁からの続 き)のうち特定 団体に係る企業 名	○		
		13	5	賃金室長発言 (2頁からの続 き)のうち特定 団体名及び当該 特定団体の詳細	○		
		23	6	A委員発言(上 から6番目)の うち, 1行目3 文字目, 4文字 目, 23文字目 ないし25文字 目, 27文字目			○

			ないし 29 文字目, 8 行目 1 文字目ないし 3 文字目				
		24	7	A 委員発言 (23 頁からの続き) のうち, 25 行目 17 文字目ないし 40 行目	○		25 行目 17 文字目ないし 33 行目
		25	8	A 委員発言 (23 頁からの続き) のうち, 1 行目ないし 17 行目 及び 18 行目 1 文字目ないし 3 文字目		○	13 行目 16 文字目ないし 17 行目及び 18 行目 1 文字目ないし 3 文字目
		26	9	B 委員発言 (上から 1 番目) のうち, 8 行目 16 文字目ないし 10 行目		○	全部
		33	10	B 委員発言のうち, 20 行目, 25 行目 7 文字目ないし 16 文字目, 20 文字目ないし 26 行目 8 文字目, 27 行目 30 文字目, 31 文字目		○	全部
		34	11	B 委員発言 (33 頁からの続き) のうち, 1 行目 1 文字目ないし 11 文字		○	全部

			目, 30文字目 ないし2行目				
		35	12	B委員発言(上 から3番目)の うち, 8行目2 文字目ないし1 0行目		○	全部
			13	C委員発言(上 から5番目)の うち, 特定団体 名	○		
		36	14	B委員発言(上 から10番目) のうち, 4文字 目ないし24文 字目, 及びB委 員発言(上から 12番目)のう ち4文字目ない し24文字目, D委員発言(上 から11番目) のうち, 7文字 目ないし29文 字目, D委員発 言(上から13 番目)のうち, 3文字目ないし 13文字目		○	全部
		37	15	B委員発言(上 から15番目) の全部		○	全部
		38	16	B委員発言(上 から5番目)の 全部, B委員発 言(上から7番 目)のうち, 1		○	全部

				行目16文字目 ないし2行目、 及びB委員発言 (上から9番 目)の全部			
		40	17	会長発言(上か ら5番目)のう ち、10行目2 8文字目ないし 11行目及び会 長発言(上から 7番目)のう ち、1行目1文 字目ないし11 文字目		○	全部
		41	18	B委員発言(上 から2番目)の うち、7行目な いし19行目		○	7行目ない し10行目
9	平成 29 年度 5回 埼玉 地方 最低 賃金 審議 会議 事録	4	19	賃金室長発言の うち特定団体名	○		
10	平成 29 年度 第6 回埼 玉地 方最	23	20	B委員発言(上 から6番目)の うち、3行目な いし6行目		○	全部

	低賃金審議会議事録	24	21	B委員発言（23頁からの続き）のうち、1行目3文字目ないし9行目4文字目、14行目ないし19行目、20行目15文字目ないし22行目13文字目、26行目13文字目ないし29行目1文字目、30行目11文字目ないし34行目24文字目		○	7行目ないし9行目4文字目、20行目15文字目ないし22行目13文字目、26行目13文字目ないし29行目1文字目、30行目11文字目ないし34行目24文字目
		25	22	B委員発言（23頁からの続き）のうち、34行目ないし40行目		○	全部
		26	23	B委員発言（23頁からの続き）のうち、1行目ないし4行目		○	全部
11	平成29年度第7回埼玉地方最低賃金審議会	8	24	A委員発言のうち特定団体名	○		
		15	25	B委員発言（上から7番目）のうち、1行目4文字目ないし26文字目		○	全部

	議事録						
--	-----	--	--	--	--	--	--

注1 3欄の不開示部分については、当審査会事務局において、記載内容の一部を行数、文字数に置き換えて記載した。

注2 1欄の頁は、各対象行政文書に記載された頁数に対応している。